

3水管第2462号  
令和3年12月24日

神奈川県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (神奈川県分)
くろまぐろ (小型魚)	39.4トン
くろまぐろ (大型魚)	6.6トン



神奈川県資源管理方針（抜粋）

（別紙1-1）

第1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- 1 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、9割を直近10年間の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りの1割を本県の留保とする。また、当該留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、神奈川海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

（別紙1-2）

第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量について留保を設定せず、全量を知事管理区分に配分する。

## くろまぐろ小型魚（30kg 未満）の知事管理漁獲可能量の按分について

①39.4 トン（令和4管理年度漁獲可能量当初配分）

②漁獲可能量の1割を留保する

39.4 トン×0.1≒3.9 トン 3.9 トンを留保する。39.4 トン－3.9 トン＝35.5 トン 35.5 トンを各漁業種類に按分する

③漁獲可能量から留保を除いた残りを漁船漁業と定置漁業に按分

平成24年から令和3年の直近10年間の合計漁獲量の比で按分

(t)

漁船漁業等	定置漁業	合計
17.4	18.1	35.5

(t)

	漁船漁業	定置漁業	合計
平成24年（2012年）	71.3595	22.13585	93.49535
平成25年（2013年）	2.691	2.5733	5.2643
平成26年（2014年）	0.028	2.7804	2.8084
平成27年（2015年）	2.9701	6.1071	9.0772
平成28年（2016年）	18.32965	23.82935	42.159
平成29年（2017年）	-	-	-
平成30年（2018年）	-	-	-
令和元年（2019年）	1.0899	13.72005	14.80995
令和2年（2020年）	0.2528	20.8607	21.1135
令和3年（2021年）	0.13135	8.318915	8.450265
合計	96.8523	100.325665	197.177965

※平成29年及び平成30年については、第3管理期間にくろまぐろ小型魚の取り控えの要請が水産庁より出ていたため、算定から除外しています。

④各漁業種類の漁獲可能量を四半期ごとに按分

(t)

	漁船漁業等	定置漁業
令和4年4月から6月まで	1.3	1.0
令和4年7月から9月まで	2.9	7.4
令和4年10月から12月まで	11.5	9.2
令和5年1月から3月まで	1.7	0.5
合計	17.4	18.1